令和6年3月22日

# 令和6年 第2回野洲市議会定例会 発 議 書

野洲市議会

### 発議第1号

野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月22日

提出者 野洲市議会議員 服部 嘉雄

提出者 野洲市議会議員 益川 教智

野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例

野洲市議会委員会条例(平成 16 年野洲市条例第 185 号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号ウ中「みず事業所」を「上下水道事業所」に改める。 第28条第3項中「第25条、第26条及び前条」を「前3条」に改める。 付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月22日

### 令和6年第2回野洲市議会

## 定 例 会 発議書関係資料

野洲市議会

#### 野洲市議会委員会条例 新旧対照表

野伽川議云安貝云朱例 利印利照衣				
改正前	改正後			
目次 【略】	目次 【略】			
第1章 通則	第1章 通則			
第1条 【略】	第1条 【略】			
(常任委員会の議員の所属並びに名称、委員の定数及び所管)	(常任委員会の議員の所属並びに名称、委員の定数及び所管)			
第2条 【略】	第2条 【略】			
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次に掲げるとおりとする。	2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次に掲げるとおりとする。			
(1) • (2) 【略】	(1) • (2) 【略】			
(3) 環境経済建設常任委員会 6人	(3) 環境経済建設常任委員会 6人			
ア 都市建設部の所管に属する事項	ア 都市建設部の所管に属する事項			
イ 環境経済部の所管に属する事項	イ 環境経済部の所管に属する事項			
ウ <u>みず事業所</u> の所管に属する事項	ウ <u>上下水道事業所</u> の所管に属する事項			
エ 農業委員会の所管に属する事項	エ 農業委員会の所管に属する事項			
(4) 【略】	(4) 【略】			
3 【略】	3 【略】			
第3条~第13条 【略】	第3条~第13条 【略】			
第2章 招集、審査等及び規律	第2章 招集、審査等及び規律			
第14条~第21条 【略】	第14条~第21条 【略】			
第3章 公聴会	第3章 公聴会			
第22条~第27条 【略】	第22条~第27条 【略】			
第4章 参考人	第4章 参考人			
(参考人)	(参考人)			

第28条 【略】

2 【略】

3 参考人については、第25条、第26条及び前条の規定を準用する。

第5章 記録

第29条 【略】

第6章 補則

第30条 【略】

第28条 【略】

2 【略】

3 参考人については、<br/>
前3条<br/>
の規定を準用する。

第5章 記録

第29条 【略】

第6章 補則

第30条 【略】

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。